

●県内指定医療機関への派遣の算定に関する Q&A

質問	回答
①現在までの全ての SEED の医師が対象になるか。	義務履行中の全ての SEED 医師が対象となる。但し、対象期間は制度改正後の令和 5 年度以降が対象となる。
②「雇用元の派遣」の定義は何か。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 例えば、「兼業届が必要な助教以上と、届不要な医員」「医局が斡旋した兼業と自分で探した兼業」などで、対象の可否の違いはあるのか。 </div>	兼業届の有無等にかかわらず、雇用元が許可・把握している派遣を「雇用元の派遣」とする。
③「主に雇用する医療機関」とは、大学病院など派遣元と考えてよいか。	お見込みのとおり。
④当直は算入できないのか。	当直・日直は対象外 また、医師が独自に行うアルバイトも対象外
⑤当直・日直は対象外ということだが、当直・日直中の時間外勤務となる診療時間も対象外か。	対象外
⑥派遣先の勤務が平日でなく土曜日の場合も算入できるか。	それが日勤の診療業務（日当直ではないこと）であれば算入できる。
(1) 平日 5 日を派遣元で診療し、土曜日に派遣先で診療した場合の、算入計算はどうなるか。	派遣先での勤務が週 1 日であれば 1/5 の算入 派遣先での勤務が週 2 日であれば 2/5 の算入
(2) 上記 (1) では、週の勤務が 6 日となる。その場合も 1/5 か。	派遣先 1/5、派遣元 4/5 となる。 合計して 5/5 を超過することはない。 (つまり年間の合計が 1 を超えることはない) なお、当該制度は希望による届出なので、派遣元での割合を減らしたくない場合は、制度を活用しないという選択となると思われる。
(3) 週に 4 日 (8 時間×4 日=32 時間) 勤務しており、その内の 1 日を地域へ派遣されている場合の算入はどうなるか。	現在、年間 1 を算定するにあたり、週 32 時間以上勤務している者であれば 100% (年間 1) としている。そのため、週 32 時間以上勤務している者ならば、分母は「5」、分子は「派遣される日数」となる。→つまり、1/5 となる。

<p>⑦月1日の派遣も算定されるか。</p>	<p>月4日未満の派遣は算定しない。ただし、複数の医療機関へ派遣され、合計月4日以上勤務日があれば算定する。</p> <p>また、月4日以上8日未満の派遣は1/5の算定とする。</p>
<p>⑧診療日の前後に移動だけする日は算入されるか。</p>	<p>「移動だけの日」は算入しない。</p>
<p>⑨午前が高知市で勤務、午後は地域で勤務した場合、どちらの期間で算入するかは誰が決めるのか。</p>	<p>医師本人から地域算定の届出があれば、地域での勤務とする。</p>
<p>⑩算入割合などは県が評価算定するのか。</p>	<p>医師からの届出をもとに、県にて算定を確認する。</p>
<p>⑪届出とその年度の実績との突合はどうか。</p>	<p>届出は、実績となる内容を年度末までに提出していただくこととする。届出内容に誤りや修正があった場合は再提出をしていただくこととなる。</p> <p>(その年度内に届出を提出いただき、翌年度の定期面談時にご本人にお示しすることを想定。)</p>
<p>⑫実際に地域に赴くことができなかった日が発生した場合は算入から除くのか。</p> <p>(例) 急病・所用等で代診してもらった日 天候や災害等で休診となった日 土砂崩れ等で赴けなかった日 など</p>	<p>他律的な事象(地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故、遅延、運行停止等)による出勤困難は、勤務したものと見なし、算入する。</p> <p>本人の休暇取得日(年次有給休暇等)についても基本的に除算しないが、勤務の実態によっては除算する場合がある。地域での勤務を拡大するという制度の趣旨に鑑み、派遣勤務日の休暇取得は必要最低限にとどめること。</p>